

合法性ガイドラインにおけるライフサイクル GHG認証スキームの適合性確認について

令和5年9月
資源エネルギー庁

今年度バイオWGの議論の全体像（まとめ）

- 今年度のWGでは、これまでの経過を踏まえ、持続可能性基準について新たな認証スキームの追加や、ライフサイクルGHGについて新規燃料の既定値や廃棄物等区分の確認方法などについて、その内容を専門的・技術的に検討する。
- これらは、年内に調達価格等算定委員会に報告することを前提に検討を進める。

1. 持続可能性基準

（1）新たな第三者認証スキームの追加要請について

議題⑤ （2）持続可能性確認に係る経過措置について

議題② （3）既存認証スキームの新規燃料への対応状況について

2. ライフサイクルGHG

（1）ライフサイクルGHGの確認方法について

議題③ ①新規燃料のライフサイクルGHG既定値

②廃棄物等区分のライフサイクルGHG確認方法

③木質バイオマスのライフサイクルGHG既定値における区分

議題④ （2）ライフサイクルGHGの自主的な情報開示について

議題② （3）各認証スキームのライフサイクルGHGへの対応状況について

議題① （4）合法性ガイドラインにおける、ライフサイクルGHG認証スキームの適合性確認

（5）国内木質バイオマスのライフサイクルGHG確認方法

合法性ガイドラインにおけるライフサイクルGHG認証スキームの適合性確認

- 第18回WGでは、輸入木質バイオマスのライフサイクルGHGが確認できる可能性のある認証スキームとして、SBPからヒアリングを実施し、第20回WGではSBPがライフサイクルGHGを確認できる第三者認証に求められるメルクマールに適合することを確認した。
- なお、事業計画策定ガイドラインにおいて、輸入木質バイオマスの持続可能性（合法性）の確認に当たっては、林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」）を参照するものとしており、SBPが合法性ガイドラインに相当する内容であることを確認することとした。
- また、昨年度のWG開催以降、GGL※から、輸入木質バイオマスについても、ライフサイクルGHG認証スキームとなることを希望する旨について事務局宛に連絡を受けた。
※GGLが、ライフサイクルGHGを確認できる認証スキームのメルクマールに適合することは、SBPと同様に第20回WGで確認済み。
- このため、今回のWGでは、**SBP及びGGLが合法性ガイドラインに相当する内容を確認できる認証スキームであるか確認した結果**を、林野庁から報告を受けることとしたい。

2023年7月4日 第22回バイオマス持続可能性WG資料 1 から抜粋・一部加工